

会 員 各 位

日 本 熱 帯 農 業 学 会

本会会則第 14 条に基づき評議員選挙を行いますので下記規定および投票要領を熟読の上投票してください。

評 議 員 選 挙 規 定

1. 本規定は会則第 14 条に基づく評議員の選挙に適用する。
2. この選挙の管理事務は幹事会が行う。
3. 次表の地方毎に正会員 20 名につき 1 名、端数については 11 名以上について 1 名の定数を設け、それぞれ各地方に所属する正会員の互選により選挙を行う。

区 分	都 道 府 県
北海道・東北地方区	北海道・青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島
関東北地方区	群馬・栃木・茨城・埼玉
関東南地方区	千葉・神奈川・東京
中部地方区	新潟・富山・石川・福井・岐阜・山梨・長野・静岡・愛知
近畿地方区	三重・和歌山・滋賀・奈良・京都・大阪・兵庫
中国地方区	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国地方区	香川・徳島・高知・愛媛
九州地方区	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄地方区	沖縄

4. 正会員名簿は改選前年の 10 月 1 日現在で作成する。
5. 投票は定数以内の連記で行い、投票用紙は無記名とする。
6. 開票は立会人の立ち会いで行う。
7. 得票数の多い順に当選とし、得票数が等しい場合は年長順により順位を定める。各地方区の評議員にその任期中に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げる。
8. その他投票要領など必要事項はその都度会告で通知する。

投 票 要 領

1. 有権者は平成 25 年 10 月 1 日現在の正会員とし、添付の会員名簿所載のものおよびこの会告に添付の訂正および追加所載の通りとする。
2. 地方区別評議員定数および連記載は下表の通りとする。本会送付の投票用紙に所定の連記数だけ記入する。投票用紙は無記名とする。

区 分	評議員定数	連記数	区 分	評議員定数	連記数
北海道・東北地方区	1	1	中国地方区	1	1
関東北地方区	4	4	四国地方区	1	1
関東南地方区	6	6	九州地方区	2	2
中部地方区	2	2	沖縄地方区	2	2
近畿地方区	3	3			
			計	22	

3. 投票用紙の送付：投票用紙を本会指定の封筒にいれ、封をし、住所氏名を明記の上、来る平成 25 年 12 月 21 日までに本選挙管理委員会に到着するよう郵送または持参すること。なお、まとめて郵送または持参する場合は、住所氏名明記の各会員の指定封筒を一括してこれを別封筒に入れること。
4. 次の投票は一部または全て無効とする。
 - 1) 所定の連記数を超過して記入されている場合は全部無効。
 - 2) 同一人が重複記載されている場合は 1 票として数える。
 - 3) 他の地方区所属の会員氏名が記入されている場合はその記入に限り無効。
 - 4) 締切日までに到着しなかったものは全て無効。

- 5) 投票用紙および封筒を本会指定以外のものを使用したもの、投票用紙に投票者の記名のあるもの、封筒無記名のもの、1 指定封筒内に2以上の投票用紙が入っているものなどは全て無効。
5. 開票は平成 25 年 12 月 23 日、本会事務所において立会人立ち会いの上で行う。会員は随意開票に立ち会うことができる。